

# 扶養控除の見直しの概要

(年少扶養親族の扶養控除の廃止・特定扶養親族の扶養控除の縮小)

税制改正に伴い、平成23年分の所得税及び平成24年度分の個人市・府民税から扶養控除が廃止・縮小されます。

## ① 15歳までの扶養親族(年少扶養親族)の扶養控除(33万円)が廃止されます。

➡ 扶養控除の対象は16歳以上の扶養親族となります。(平成8年1月1日以前生まれの方)

## ② 特定扶養親族のうち16歳から18歳までの扶養控除の上乗せ部分(12万円)が廃止され、一般の扶養控除(33万円)となります。

➡ 特定扶養控除の対象は19歳から22歳までの扶養親族となります。(昭和64年1月2日～平成5年1月1日生まれの方)

## ③ 同居の特別障がい者への控除額の加算措置が改められます。

扶養親族または控除対象配偶者が同居の特別障がい者である場合に、扶養控除または配偶者控除の額に控除額(23万円)を加算する措置が、特別障がい者控除の額に加算する措置に改められます。

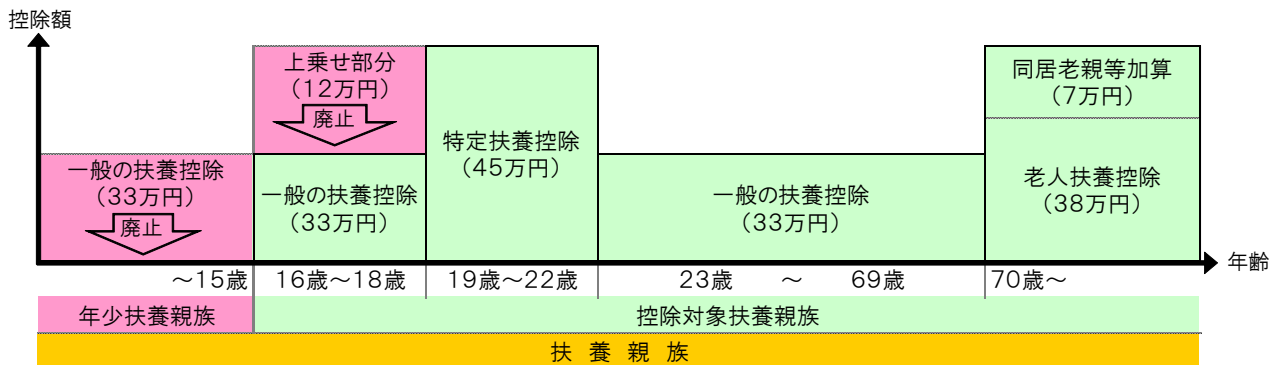
◆ 15歳までの扶養親族(年少扶養親族)の障がい者控除は、引き続き控除対象となります。

◆ 15歳までの扶養親族(年少扶養親族)の扶養控除は廃止されますが、個人市・府民税の非課税限度額の算定等は、引き続き年少扶養親族の人数を含めて算定します。

## 【個人市・府民税と所得税の改正内容】

区分		個人市・府民税(平成24年度から)		所得税(平成23年分から)	
		改正前	改正後	改正前	改正後
扶養控除	15歳まで	33万円	-	38万円	-
	16歳から18歳まで	45万円	33万円	63万円	38万円
同居特別障がい者加算の特例措置		扶養控除に加算	特別障がい者控除に加算	扶養控除に加算	特別障がい者控除に加算
加算額		23万円		35万円	

## 【年齢別の扶養控除の概要】



## ～扶養控除の申告にあたってのご注意～

15歳までの年少扶養親族の扶養控除は廃止されますが、個人市・府民税の非課税限度額の算定等については、これまでどおり年少扶養親族の人数を含めて算定するため、申告の際には次の点にご注意ください。

### ■ 市民税・府民税申告書を出す場合(所得税の確定申告書に必要事項を記入して提出した場合は不要)

申告書の様式が変更され、表面左下に「16歳未満の扶養親族」欄が新たに設けられていますので、15歳までの扶養親族がいる場合は必ず記入してください。(扶養控除の記載欄に記入しないようご注意ください。)

### ■ 所得税の確定申告書を出す場合

確定申告書の様式が変更され、第2表下の「住民税に関する事項」欄に「16歳未満の扶養親族」欄が新たに設けられていますので、15歳までの扶養親族がいる場合は必ず記入してください。

### ■ 給与収入(所得)のある方で年末調整を受けた場合

源泉徴収票の様式が変更され、左下に「16歳未満の扶養親族」欄が新たに設けられています。

お持ちの源泉徴収票の記載内容に相違がないことをご確認ください。(相違がある場合は勤務先にお申出ください。)

## 申告書の記載方法

### ■所得税の確定申告をされる方

確定申告書 第2表下の「住民税に関する事項」欄の「16歳未満の扶養親族」欄に氏名等を記載してください。  
 (注1)記載がない場合、個人市・府民税において非課税限度額の算定等に含まれませんのでご注意ください。  
 (注2)所得税の確定申告書に記載された場合は、個人市・府民税の申告書の提出は不要です。

### ■個人市・府民税の申告をされる方(所得税が非課税の場合など)

市民税・府民税申告書 表面左下の「16歳未満の扶養親族」欄に氏名・生年月日を記載してください。

## 申告書記載例

次の扶養親族がいる場合の記載例

①17歳の子…一般扶養親族

②14歳の子…年少扶養親族

給与所得者で年末調整を受けた場合は、右のとおり記載されます。

※相違がある場合は勤務先にお申出ください。

平成23年分 給与所得の源泉徴収票

住所(原居)又は所在地 大阪府北区扇町〇丁目〇番〇号	氏名 大阪 太郎	支所又は原居 大阪府北区中之島〇丁目〇番〇号	氏名 〇〇〇商事 株式会社
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	源泉徴収税額
	6136231	4368800	2109300
控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)	1		
社会保険料等の金額		819300	100000
社会保険料			50000
生命保険料			121000
地震保険料			24000
住宅借入金等特別控除			128400
所得控除の合計額			100000
源泉徴収税額			2109300
給与所得			4368800
所得控除			100000
課税所得			4268800
所得税額			100000
住民税額			100000
合計			2109300

## 所得税の確定申告書の記載例

### 確定申告書A 第2表 下段

#### ○住民税に関する事項

16歳未満の扶養親族	扶養親族の氏名	続柄	生年月日	別居の場合の住所
	国税 次郎	子	平 9.3.6	
			平 . .	
			平 . .	
給与・公的年金等に係る所得以外(平成24年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択				<input checked="" type="radio"/> 給与から差引き
				<input type="radio"/> 自分で納付
配当に関する住民税の特例				
非居住者の特例				
配当割額控除額				
寄附金税額控除	都道府県、市区町村分	円	条例指定分	都道府県
	住所地の共同募金会、日赤支部分			市区町村
別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族の氏名・住所	氏名		住所	

### 確定申告書B 第2表 下段

#### ○住民税・事業税に関する事項

住民税	扶養親族の氏名	続柄	生年月日	別居の場合の住所
	国税 次郎	子	平 9.3.6	
			平 . .	
			平 . .	
配当に関する住民税の特例				
非居住者の特例				
配当割額控除額				
株式等譲渡所得割額控除額				
寄附金税額控除	都道府県、市区町村分	円	条例指定分	都道府県
	住所地の共同募金会、日赤支部分			市区町村
給与・公的年金等に係る所得以外(平成24年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択				<input checked="" type="radio"/> 給与から差引き
				<input type="radio"/> 自分で納付
別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族・事業専従者の氏名・住所				
所得税で控除対象配偶者などとした専従者				
前年中の開(廃)業 開始・廃止				他都道府県の事務所等

## 市民税・府民税申告書の記載例

### 申告書 表面左下

に 関 す る 事 項	氏名(フリガナ)	生年月日	同居・別居	続柄	控除額
	オオサカ シロウ 大阪 一郎	明・大昭 6.5.3	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	子	33万円
この欄には16歳以上の扶養親族の氏名等を記載してください。(16歳~18歳の扶養控除額は33万円です)	オオサカ シロウ 大阪 次郎	平 9.3.6	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	子	
		平 . .	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居		
		平 . .	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居		
上記のうち別居の扶養親族等がある場合には、扶養控除額の合計					33万円